

平成25年度第4回（第24回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成25年12月17日（火） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/1 件	審査対象： 平成25年度第2四半期
一般競争方式（上記以外）	2/42 件	
指名競争方式	0/7 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/52 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	10/47 件	
合計	149 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	<p>会計課調達官より、「平成25年度外務省調達改善計画」の上半期に係る自己評価結果の概要報告を行った。 なお、委員よりは、①節減効果と事務コストを勘案した効率性、②検査及び検収の重要性、③仕様書の作成における工夫等に係る言及があった。</p>	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②-1 「生活基礎物資調達環境整備事業」業務 委嘱（一般競争入札）</p> <p>○アフリカ諸国に所在する在外公館の場合、一部の生活基礎物資についてはロンドンやパリ等でも調達できるのではないかと。</p> <p>○送料補助の対象となる在外公館については見直しを行っているのか。また、送料補助の対象とならない在外公館に対する取り組み状況等如何。</p> <p>②-2 「在外公館執務参考用図書」購入（一般競争入札）</p>	<p>●ロンドンやパリ等にて公用物資を調達する際に公用品と併せて私的な生活基礎物資等を自己負担にて調達したり、休暇の機会に調達したりすることはそれぞれ可能であり、これを行っているものの、本件事業についてはそれだけでは十分ではない部分について補助的・追加的な調達の方法として実施しているものである。</p> <p>●送料補助の対象となる在外公館については、勤務環境に関する基礎データに基づき毎年見直しを行っている。なお、送料補助については郵便事情を含め特に勤務環境の厳しい在外公館を対象としているものであるが、それ以外の勤務環境の厳しい在外公館についても、送料自己負担にて本件事業による調達を実施することが可能である。</p>

委 員	外 務 省
<p>○図書を選定はどのように行われているのか。</p> <p>④-8 「SNSを通じた中東情勢モニタリング」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○中東情勢以外において同様な形でのモニタリングを実施しているのか。</p> <p>○対象国・地域の選定理由如何。</p> <p>○どのような情報をターゲットとしてモニタリングを行っているのか。</p> <p>④-24 「領土保全に関する発信資料制作」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○従来より外務省ホームページに掲載されている資料と異なる資料を今回制作したのか。</p> <p>○制作した広報資料はどのように活用していくのか。</p> <p>○外務省ホームページに領土保全に関する資料を掲載するとサイバー攻撃を受ける危険性が高まるのではないのか。</p>	<p>●事業趣旨に沿って選定された図書リストをもとに各在外公館が要望図書を選定している。なお、同図書リスト外のものであっても、本件事業趣旨に沿ったものであれば要望図書とすることができるものである。</p> <p>●SNSを通じたモニタリングについては、本件中東情勢に係るもののみとなっている。</p> <p>●平成24年度に行ったパイロット・プロジェクトの結果に基づき、本方式による情報収集に適切な情報量であると想定される調査規模の国・地域を選定した。なお、特定の国については、別途企画競争に基づく随意契約を行うべく公示したものの、競争が不調となったケースもある。</p> <p>●体制派及び反体制派の動きに係る情報に主眼を置きモニタリングを行っている。</p> <p>●特に最近の動き等も加味した広報資料を12言語で制作したものであり、当省ホームページにも完成したのから順次掲載していくこととしている。</p> <p>●当省ホームページに掲載し幅広く閲覧してもらうとともに、在外公館における配布及び説明用資料としても活用することとなる。</p> <p>●サイバー攻撃の脅威は高まるかも知れないが、当省担当課室において然るべく対策を行っていることと承知している。なお、サイバー攻撃対策については来年度予算においても計上されている。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-4 「公用車」修理（随意契約）</p> <p>○高額な修理代となっているが、本件車両はいつ購入したものなのか。また、車検及び定期点検の状況如何。</p> <p>⑥-16 領事サービスセンターの改編に伴う改修工事（随意契約）</p> <p>○競争参加資格の格付に際しては、事業者の信頼性有無も考慮されるのか。</p> <p>⑥-26 「在外公館向け公邸会食用規格食器の製作・納入業務」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○全ての在外公館に同じ種類の規格食器が配備されているのか。もしくは、例えばワイングラスについてはワインを飲む文化がある地域の在外公館にのみ限定的に配備される等しているのか。</p> <p>○以前のデザインによる規格食器については現在どのような状況となっているのか。</p> <p>○どのような形で見積もりを取得し、発注個数を決定したのか。また、発注個数によって単価に変更が生じるのではないか。</p> <p>○輸送費については別の契約となっているのか。</p> <p>⑥-43 「外交史料館における特定歴史公文書等簿冊管理システム導入等」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○特定歴史公文書等簿冊管理システムの導入により、Web上で検索や閲覧を行うことが可</p>	<p>●平成16年10月に購入したものである。なお、車検及び12か月毎の定期点検は然るべく実施されている。</p> <p>●競争参加資格の格付に際しては、事業者の信頼性確認も含め行われている。</p> <p>●規格食器には、和食用、洋食用及びグラス等があるが、各種ワンセットで全ての在外公館に同じ種類の規格食器が配備されており、公館によって種類が異なる配備とはなっていない。</p> <p>●以前のデザインによる規格食器についても、人数が多いレセプション時に使用する等、現在においても廃棄されることなく各在外公館にて有効活用されている。</p> <p>●1日に製作できる個数に限りがあることから、納期までに納品可能な個数について事業者と調整を行った上で発注個数を決定し、見積もりを取得した。なお、平成25年度については前年度に比して大量に発注することにより、単価については5%程度安価となった。</p> <p>●輸送費については別途単価契約を締結している。</p> <p>●外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の目録情報等をデータベース化することを目的と</p>

委 員	外 務 省
<p>能となるのか。</p> <p>○導入されたシステムに対するデータ入力作業等については別の契約となっているのか。</p> <p>○Web上で資料を閲覧するにあたって特定のビューアをダウンロードする必要が生じており不便さを感じているが、同方式を採用している理由如何。</p> <p>○特定歴史公文書等の公開について、外務省としての独自性のようなものはあるのか。</p> <p>⑥-23「総理大臣の中東・アフリカ諸国訪問に伴うチャーター機運航」業務委嘱（随意契約）</p> <p>⑥-25「総理大臣の中東・アフリカ諸国訪問に伴うチャーター機運航」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○総理大臣一行は全部で何名分程度の座席を必要としていたのか。</p> <p>○一方の契約における契約金額が、もう一方の契約における契約金額に比して割高であるとの印象も受けるが状況等如何。</p>	<p>しており、Web上での検索や閲覧を行うことが可能となるものではない。</p> <p>●データ入力作業については外交史料館員が行うため、本件契約に含まれていない。なお、1つ1つの簿冊にラベルを貼付する作業が別途生じるが、同作業については、本件事業者に限らず、別途契約にて選定したい。</p> <p>●当省ホームページ内の資料ではなく、リンク先の国立公文書館によって運営されているアジア歴史資料センターホームページ内にある資料を閲覧するにあたって生じる問題であると承知しているが、将来的に当省ホームページ内に同種の資料を掲載する場合においては、利便性を考慮の上、汎用性の高い規格のものを採用することを検討したい。</p> <p>●当省では平成23年4月に公文書等の管理に関する法律が施行される以前の昭和51年より自主的措置として外交記録を公開してきており、その点から当省の独自性はあると言える。</p> <p>●総理大臣一行は報道関係者も含めておおよそ100名分の座席を必要としていた。</p> <p>●繁忙期であり機材運用上の調整が非常に困難であったことから、他の事業者については一部区間または全部区間において機体確保の見込みがそれぞれ立たず手配が不可能な状況であり、また、自衛隊機の活用等も考慮したものの実現に至らなかった中での総理大臣一行</p>

委 員	外 務 省
<p>○最終訪問国－羽田間についてはチャーター機を手配していないが、同区間に係る対応状況等如何。</p> <p>○待機しているチャーター機を実際に運航した場合には別途追加経費が生じるものと承知しているが、その場合における対応状況等如何。</p> <p>⑥－１４「新ＩＣ旅券作成機」賃貸借契約（随意契約）</p> <p>⑥－１５「新ＩＣ旅券作成機の保守」業務委嘱（随意契約）</p> <p>⑥－１７「新ＩＣ旅券作成機の移行・展開に係る対応」業務委嘱（随意契約）</p> <p>⑥－３１「新ＩＣ旅券作成機の運用支援」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○新ＩＣ旅券作成機の入替えに係る業務については、複数の契約があるが、これ以降本格稼働までの間、他にどの程度の契約を締結する必要が生じるのか。</p> <p>○「新ＩＣ旅券作成機の運用支援」業務委嘱については、随意契約理由が他の３つの契約と異なっている理由如何。</p>	<p>に対するバックアップ機の確保であったことから、対応が最も困難となった区間に係る契約が他の区間に係る契約に比して割高となることはやむを得ず、金額のみを捉えて高額であったか否かを判断することは困難である。</p> <p>●いずれの事業者においても機体確保の見込みが立たず手配が不可能であったことから、万一の場合はやむを得ず商用機を利用せざるを得ない状況となったため、利用可能な商用機の空席状況を随時継続的に確認すること等により対応可能な状況としていた。</p> <p>●待機しているチャーター機を実際に運航した例はないものの、実際に運航する必要が生じた場合には、見積もりに基づく事前決裁を得た金額を上限として支出することになるが、必要に応じて追加的な決裁を取得する等、適切な措置をとることとなる。</p> <p>●新ＩＣ旅券作成機の入替えに係る業務については、今次審議対象契約にて完結する。</p> <p>●設計及び開発を行った事業者以外の事業者では請け負うことが困難であることが明らかであったことから、同点をより強調した随意契約理由となっているものである。</p>